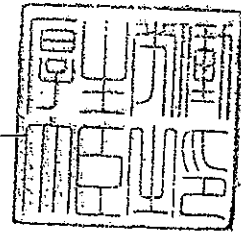




厚生労働省発職第 0107001 号
平成 21 年 1 月 7 日

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

厚生労働大臣 舩添 要



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱（案）

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

雇用調整助成金制度の改正

当分の間、被保険者に加え、対象事業主に雇用されていた期間が六箇月以上ある労働者（一週間の所定労働時間が二十時間以上の者に限る。）を対象労働者に加えること。

第二 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十年十二月九日から適用するものとする
こと。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。